

伊丹市 障害福祉サービス等支給決定基準 (ガイドライン)

<目 次>

1. 障害福祉サービスの支給決定における考え方	2
2. サービス支給決定基準の視点	2
3. 相談窓口	2
4. 相談支援の充実について	3
5. 介護給付費、訓練等給付費及び地域相談支援給付と障害支援区分の関係について	5
6. サービス利用開始までの概要	6
(1) 障がい者、難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ	6
(2) 障がい児、18歳未満の難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ	8
(3) 支給決定までの事務について	9
(4) 支給決定後のサービス利用方法について	11
7. 障害福祉サービスの利用要件及びサービスの要否の判断基準	12
(1) 訪問系サービス	12
(2) 日中活動系サービス	14
(3) 居住系サービス	16
(4) 児童福祉法に基づく児童通所サービス	16
8. 伊丹市の判断基準（支給量）	21
(1) 訪問系サービスの基準（支給量）	21
(2) 訪問系サービスの基準（重度訪問介護の訪問先拡大）	24
(3) 日中活動系サービスの基準（支給量）	25
(4) 居住系サービスの基準（支給量）	25
(5) 障がい児童の基準（支給量）	25
9. 地域生活支援事業	26
10. 児童通所サービス	26
11. サービス利用に関するQ&A	27
12. 利用事例（サービス利用例）	29

<伊丹市健康福祉部地域福祉室障害福祉課>

<伊丹市健康福祉部生活支援室子ども福祉課>

1. 障害福祉サービスの支給決定における考え方

障害福祉サービスの支給決定では、個々の障がいのある人、難病患者等（対象疾患一覧は巻末にあります）への支援の必要性に着目して、公費で助成すべき福祉サービスの種類や量を決めることとなるため、福祉サービスの適正な運用には、この障害福祉サービスの支給決定が、適正・公正に行われることが重要です。

このため、伊丹市では障がいのある人、難病患者等の地域での生活を公費で支援する範囲を定めた障害福祉サービス等の支給決定基準（以下「ガイドライン」といいます。）を策定します。

2. サービス支給決定基準の視点

ガイドラインは、障害福祉サービスの支給申請者に、公費で助成すべき福祉サービスの種類と支給量を決定する際の判断基準となるものです。

このことは、障がいのある人、難病患者等が住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な支援を明らかにするとともに、その人の生活を支援するケアプランを作成することを目的に下記の視点を明らかにします。

<ガイドラインの視点>

(1) 利用者にわかりやすい支給決定

障害福祉サービスの申請から支給決定の経過を利用しやすく、わかりやすいものにします。

(2) サービス利用要件の明示及び公費によるサービス支給決定基準の設定

障害福祉サービスの利用要件を明示することによって、利用者の拡大とともに申請の円滑化を図るため、支給決定の検討基準となるサービス支給決定基準を明示します。

(3) 支援の必要度の把握

介護給付の場合は、障害支援区分認定調査票（80項目）、特記事項・概況調査票、サービスの利用状況票により、利用者（申請者）からの利用希望意向等を把握することにより、地域生活において必要な支援の必要度を明確にした上で支給決定が行えるようにします。

児童については、障がい児の心身の状況（5領域11項目）、保護者の状況等の聴き取り調査により支給決定を行います。

また、訓練等給付においても、障害支援区分認定調査票（80項目）を用いた調査を実施し、必要性を勘案します。

(4) 「伊丹市障害者計画」及び「伊丹市障害福祉計画」との整合性

支給決定基準の設定に関しては、「伊丹市障害者計画」及び「伊丹市障害福祉計画」の基本的理念を踏まえ、計画との整合性を図ります。

3. 相談窓口

(1) 障害福祉課…障がい者、難病患者等の窓口です。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの利用に関する窓口です。（手話通訳士がいます。）

(2) こども福祉課…障がい児、18歳未満の難病患者等の窓口です。

児童に関する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉サービス等の利用に関する窓口です。

(3) 伊丹市立こども発達支援センター（あすばる）…発達の気になる子どもの窓口です。

（伊丹市千僧1丁目47番地2 ☎：784-8128）

発達の気になる子どもの福祉サービス利用や、施設サービス（通所・入所）の利用支援に関する

相談窓口です。

(4) 委託相談支援事業所

伊丹市には、障害福祉サービスに関する相談や各種の相談支援の充実を図るため、障害福祉課・こども福祉課以外の身近な相談窓口として委託相談支援事業所があります。

委託相談支援事業所名	開設日及び委託先	所在地	電話番号
障がい者相談支援事業所 地域生活支援センター (3障害の総合拠点)	月～金 AM9～PM5：30 (社福)伊丹市社会福祉協議会	広畑3丁目1 市立地域福祉総合センター(いきいきプラザ内)	787-6798
障がい者相談支援事業所 ウィズゆう (知的障がい者中心)	月～金 AM9～PM5：30 (社福)いたみ杉の子	西台5丁目1-11	777-7471
障がい者相談支援事業所 障がい者生活支援コーナー (身体障がい者中心)	火～土 AM9～PM5：30 (社福)伊丹市社会福祉協議会	昆陽池2丁目10 市立障害者福祉センター (アイ愛センター内)	772-0221
障がい者相談支援事業所 いたみコミュニティケア センター (精神障がい者中心)	月～金 AM9～PM5 (NPO法人) <small>アイトリプルシー</small> ICCC	寺本1丁目114 三晃ビル2F いたみコミュニティケアセンター (地域活動支援センター どリー夢内)	777-2121

(5) 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者

障害福祉サービス等支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後には、サービス事業者等との連絡調整を行う窓口です。サービス利用後には、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しの支援も行います。(伊丹市が指定を行い、事業所一覧は別途あります。)

4. 相談支援の充実について

これまでは、サービス利用計画については、市の支給決定後に作成することやその作成する対象者が限定されていましたが、平成24年4月からケアマネジメントにより障がい者(児)の自立した生活をきめ細かく支援するため、サービス等利用計画の作成対象者が大幅に拡大され、また、支給決定の前に指定を受けた事業者(特定相談支援・特定障害児相談支援)がサービス等利用計画案を作成し、支給決定前に市に提出するよう変更されました。

(1) 対象者

(ア) 計画相談支援の対象者

障害福祉サービスの申請をした障がい者、難病患者等若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請をした障がい者、難病患者等。

(イ) 障害児相談支援の対象者

障害児通所支援を申請した発達の気になる子どもと障がい児、18歳未満の難病患者等

(2) 計画相談支援にかかる事務の流れ

① 市が対象者にサービス等利用計画案の提出を依頼

※ただし、対象者が介護保険制度のサービスを利用する場合には居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の対象となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

- ② 申請者が指定特定相談支援事業者（又は障害児相談支援事業者）にサービス等利用計画案作成を依頼（利用契約）する。
- ③ 指定特定相談支援事業者は、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう、サービス等利用計画案を作成し対象者に説明を行う。
- ④ 申請者は、作成されたサービス等利用計画案を市に提出する（相談支援専門員による代理提出可）。
- ⑤ 市は、障害支援区分やサービス利用意向聴取を行い、サービス等利用計画案等を踏まえ、支給決定案を作成。
- ⑥ 市は、支給決定案とサービス等利用計画案が乖離する場合、申請者・相談支援専門員等と必要に応じて協議調整を行う。
- ⑦ 市は申請者に対して、サービスの支給決定と併せて計画相談支援給付費の支給（モニタリング期間等を記載）を通知する。
- ⑧ 指定特定相談支援事業者は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等と連絡調整を行うとともに、当該支給決定にかかる障害福祉サービスの種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、サービス利用開始に向けた支援を行う。
- ⑨ 指定特定相談支援事業者は、支給決定された期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ⑩ 指定特定相談支援事業者は、サービス事業者等との連絡調整を行い、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を行うよう勧奨を行う。

5. 介護給付費、訓練等給付費及び地域相談支援給付と障害支援区分の関係について

(1) 介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付の基本的な性格

介護給付は、障害に関する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、居宅介護や施設における生活介護などが該当します。

訓練等給付は、障がい者、難病患者等が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当します。

地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障がい者、難病患者等が退所・退院するための支援や、地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当します。

(2) 介護給付と障害支援区分

市は介護給付の申請があった場合についてのみ、障害支援区分の認定を行います(者に限る)。

障害支援区分は、障がい者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、市がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つです。

障がい者、難病患者等に対する介護給付の支給決定は、障害支援区分のほか、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、及びサービス等利用計画案を勘案して、サービスの種類や量について、個別に支給決定を行います。

(3) 訓練等給付の支給決定

訓練等給付は、できる限り障がい者本人、難病患者等本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式に支給決定を行います。

したがって、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き暫定支給決定の対象になります。

(4) 地域相談支援給付決定

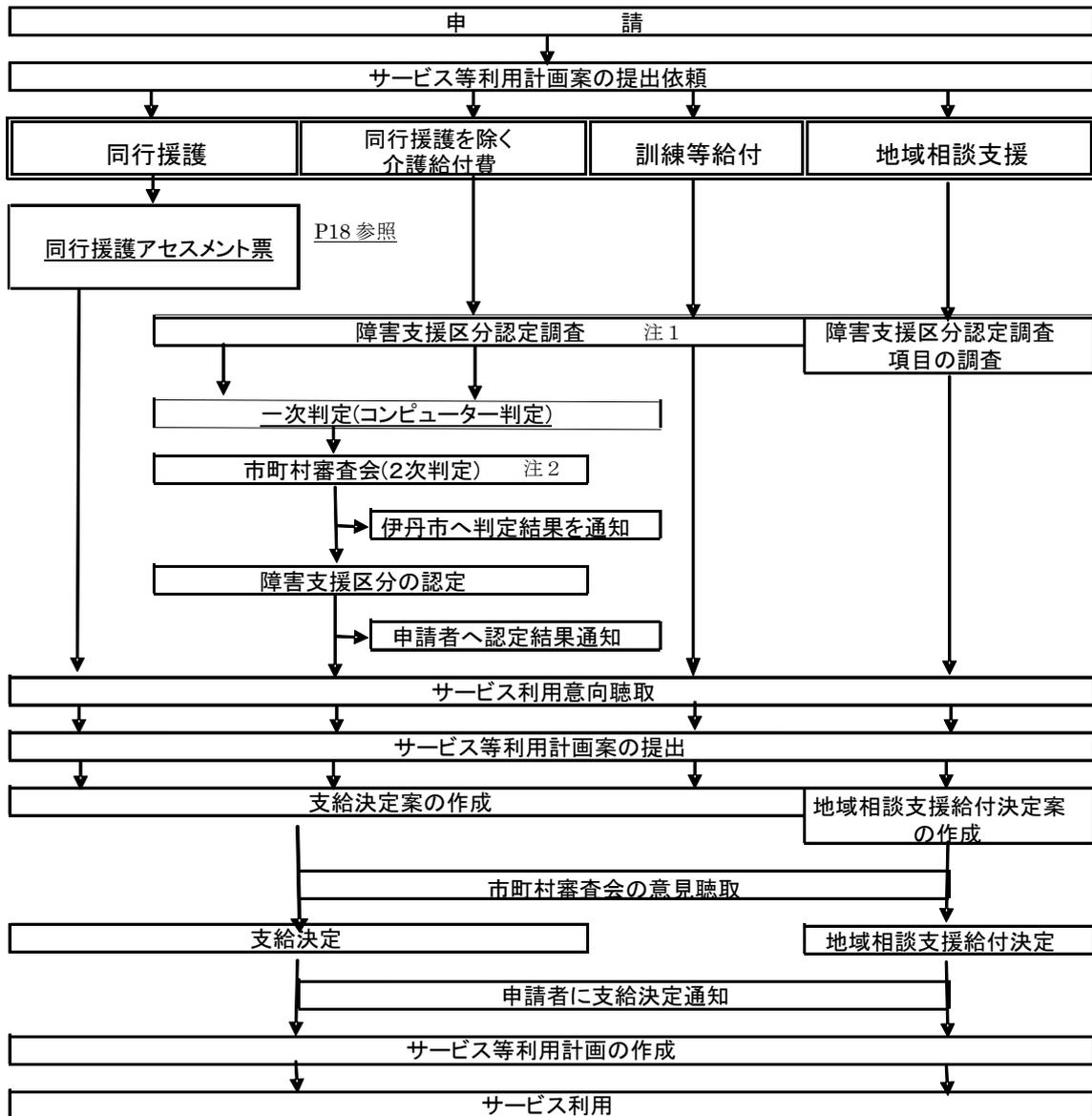
地域相談支援給付費については、障害支援区分の認定は不要ですが、伊丹市では対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査は実施します。

6. サービス利用開始までの概要

(1) 障がい者、難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ

障害福祉サービス等を利用するには市に申請をし、聴き取り調査の後、支給決定を受ける必要があります。障がい者、難病患者等の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、市は支給決定の各段階において、①障がい者、難病患者等の心身の状況（障害支援区分）②社会活動や介護者、居住等の状況③サービスの利用意向④訓練・就労に関する評価を把握した上で、支給決定を行います。

<支給決定までの流れ図>



注1. 障害支援区分

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）で障害福祉サービスを利用したい場合、まず、障がい者、難病患者等の心身の状況（障害支援区分認定調査項目）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を調査・把握し、非該当か障害支援区分1～6のいずれかの判定がなされます。

注 2. 市町村審査会

(目的) 審査会は、障害者総合支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行うことを目的に設置しています。

(業務) 審査会は、次の2つの審査判定業務を行います。

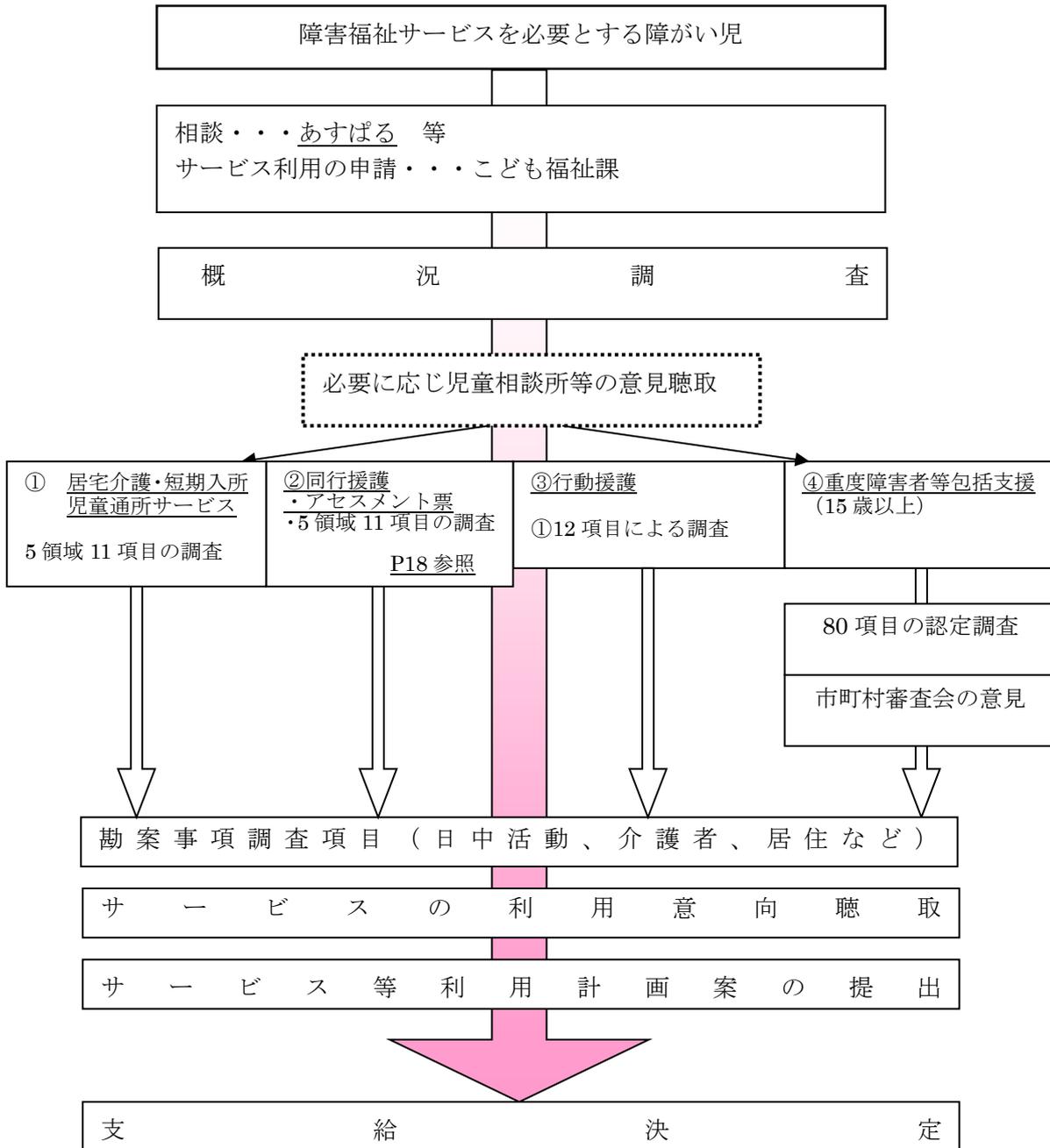
- 介護給付に係る障害支援区分に関する審査及び判定をします。
 - ・ 障害支援区分に該当するかどうか、該当する場合にどの区分に該当するかについて審査、判定をします。
 - ・ 障害支援区分認定の有効期間を定める意見、伊丹市が支給決定を行う際に考慮すべき事項がある場合に意見を述べます。
- 伊丹市の支給要否決定に当たり意見を述べます。
 - ・ 伊丹市の求めに応じて伊丹市の作成した支給決定案が伊丹市の定める支給決定基準と乖離がある場合、その支給決定案について意見を述べます。

(委員の構成等) 委員は、障がい者、難病患者等の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を伊丹市長が任命(任期は3年)。委員の定数は11人で、そのうち任意の5人で合議体を構成し、審査会を開催します。

(2) 障がい児、18歳未満の難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ

障害福祉サービス等を利用するには市に申請をし、聴き取り調査の後、支給決定を受ける必要があります。障がい児、18歳未満の難病患者等の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、市は支給決定の各段階において、①障がい児の心身の状況（5領域11項目の調査）②社会活動や保護者、居住等の状況③サービスの利用意向などを把握した上で支給決定を行います。

<支給決定までの流れ図>



※ 重度訪問介護については、15歳以上で児童福祉法第63条の3の規定に基づき児童相談所長が利用することが適当であると認め、市町村長が通知を受けた場合、障がい者とみなし、障がい者の手続きに沿って要否を決定します。

(3) 支給決定までの事務について

申請日から概ね1ヶ月～2ヶ月で支給決定を行います。

一連の支給決定事務については、申請時に受理した書類、及び介護給付費・訓練等給付費支給決定調書、勘案事項整理票に基づく調査、サービス支給決定基準による照合、必要に応じて開催されるケースワーカー会議等を通じて決定します。

項 目	内 容
①相 談 サービス等利用 計画案提出依頼 書	障害福祉サービス制度の利用について相談をしたり、申請に関して助言を受けたりすることができます。 ○障害福祉課 ○こども福祉課 ○あすぱる ○委託相談支援事業者 ○指定特定・指定一般相談支援事業者 市は、「サービス等利用計画案提出依頼書」を申請者へ渡し、サービス等利用計画案の提出を依頼します。
②サービス利用 要件の確認	申請者（利用者）が障害福祉サービスの利用要件に該当するかを確認します。ケースワーカー会議 ^{注3} で検討する場合があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 介護給付 サービス利用資格要件 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 訓練等給付 サービス利用資格要件 </div> </div>
③利用申請 申請書の受理	障害福祉サービスに必要な書類を揃えて、障害福祉課・こども福祉課に申請します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 支給申請書兼利用者負担額 減額・免除申請書 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 世帯状況・収入申告 書 </div> </div>
④調査 （訪問等による 聴き取り調査） （障害支援区分 の認定調査）	申請を受理した障害福祉課は、支給決定の基礎資料となる障害支援区分認定調査項目（80項目※）、勘案事項整理票に基づく調査を行います。 （注）児童の場合は簡易な認定調査（5領域11項目）に基づいて支給決定を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分認定調査（アセスメント） ・ 特記事項（調査員意見書） ・ 概況調査票・サービスの利用状況票（全国共通調査項目） </div>
⑤障害支援区分 認定 一次判定 審査会と 二次判定	下記により障害支援区分認定を行います。 <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[認定調査票 80項目 特記事項] --> B[一次判定 障害支援区分 1～6の6段階] B --> C[二次判定 審査会] D[医師の意見書 一次判定結果 特記事項] --> C C --> E([障害支援区分の認定]) </pre> </div> 市は、認定結果について申請者に通知します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 障害支援区分認定通知書 </div>

⑥ サービス等利用計画案の提出	<p>①基本情報②週間プラン③サービス等利用計画案をそろえて、相談支援専門員は、伊丹市障害福祉課へ提出します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">基本情報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">週間プラン (短期入所の利用の時には、 月間プラン等を)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">サービス等利用計画案</div> </div>
⑦ 支給決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給するサービス内容と支給量を決定 ・ 障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）との勘案 ・ ケースワーカー会議（注3）による検討。 ・ 必要に応じて、相談支援専門員・申請者との協議調整を行います。 ・ 支給決定案が支給基準との乖離がある場合や協議調整が整わない場合には、審査会に意見を求めます。
⑧ 決定通知	<p>支給決定内容を申請者（利用者）に通知します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">受給者証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支給決定通知書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支給決定内訳書</div> </div> <p style="font-size: small;">提出されたサービス等利用計画案と同等の場合は、支給決定内訳書は省略します。</p>



サービス等利用計画の作成

（注3） ケースワーカー会議

障害福祉サービスの支給決定は行政事務として市が行いますが、新規の場合や申請の支給量がサービス支給決定基準を超える場合など、必要に応じて支給決定までの流れの中で行政等関係機関職員によるケースワーカー会議（週1回程度）を開催して支給決定案を作成します。

＜構成メンバー＞

- ・ 障害福祉課、こども福祉課（児・者のケースワーカー会議は別途に開催。）
- ・ その他、必要に応じて次の関係機関の職員が参加することもあります。

相談支援事業者、サービス管理責任者、その他関係機関等

＜業務＞

- ・ 市が定める支給決定基準に基づき支給決定を行います。基準を超える申請について、審査会等へ意見を聴取します。
- ・ 個別に検討を要する申請や関係機関との調整が必要な場合には、ガイドラインと照らし合わせながら、障害支援区分・申請者のサービス利用意向・介護者の状況・社会資源の活用等を勘案し、支給決定に必要な利用計画について協議します。
- ・ 新規申請があった場合、支給決定の要否について協議します。

(4) 支給決定後のサービス利用方法について

障害福祉サービスの支給決定後の利用方法については、以下のとおりです。

手 順	利 用 者	サービス提供事業者
サービス提供事業者の選定	支給決定を受けたサービスを提供している事業所を選定します。 ※事業者は複数選ぶことができます。	日頃よりPRに務めるとともに事業者の概要（職員数・有資格・提供サービスの種別など）を明示するように努めます。
事業者との話し合い	交付された「受給者証」と「支給決定調書(週間プラン)」に基づき自らが選定した事業所と話し合います。	サービス提供に関する内容については、書面等で詳しく説明をします。 利用者からの利用申込みに対して正当な理由なしでサービス提供を拒むことはできません。
契 約	サービスを受ける事業所が決まれば契約を交わします。 契約では、サービス内容・利用時間・苦情の窓口・解約条件等を確認し、「契約書」「重要事項説明書」に記名捺印し、「契約書」等の一部を保管します。	契約の際は必ず「受給者証」の確認をします。 完了すれば「事業者記入欄」に事業者が契約状況等を記載します。 利用者が複数の事業者と契約している場合は、支給量の按分に注意します。
個別支援計画の策定	事業所が作成する「個別支援計画(サービス提供計画)」が提示されますので、確認をします。	「受給者証」の記載内容、「サービス等利用計画」の内容に沿った個別支援計画(サービス提供計画)を作成します。
サービス提供	サービスを利用するごとに、サービス利用記録票にサービス内容を確認して捺印します。	個別支援計画(サービス提供計画)に基づくサービス提供を行います。
利用料の支払い	利用料負担が必要な利用者は事業者を利用料を支払います。	
サービス利用状況報告		利用者に対して、一定期間ごとに利用者に対して障害福祉サービスの代理受領額や利用料(利用者負担額)を書面にて報告します。

7. 障害福祉サービスの利用要件及びサービスの要否の判断基準

(1) 訪問系サービス

サービス区分	障害支援区分及びサービスの要否の判断基準
居宅介護	<p>身体介護</p> <p>障害支援区分が区分1以上で、次の要件に該当する人が対象になります。</p> <p>① 障害支援区分の認定調査項目のうち「移動」・「入浴」・「食事」・「排尿」・「排便」のうち1つ以上、全介助または一部介助の支援を必要とする人 (注) 児童の場合は簡易な認定調査(5領域11項目)になります。</p> <p>② ①の支援に適切な介護者を得ることができない場合</p> <p>③ 児童の場合は、保護者が介護・支援できない場合</p>
	<p>家事援助</p> <p>障害支援区分が区分1以上で、次の要件に該当する人が対象になります。</p> <p>① 障害支援区分の認定調査項目のうち「移動」・「入浴」・「食事」・「排尿」・「排便」のうち1つ以上、全介助または一部介助の支援を必要とする人 (注) 児童の場合は簡易な認定調査(5領域11項目)になります。</p> <p>② 「調理」・「掃除」・「洗濯」・「買物」等の家事に全介助または見守り、一部介助の支援を必要とする人</p> <p>③ ②の支援に適切な支援者を得ることができない場合や社会資源の利用をしてもなお支援を要する場合。</p> <p>④ 児童の場合は、保護者が家事支援することができない場合 (注) ①の要件は、知的・精神障がい者の判断基準にはなりません。</p>
	<p>通院等介助 (身体介護を伴う)</p> <p>障害支援区分が区分2以上で、次のいずれか1つ以上に認定されている人が対象になります。</p> <p>(ア)「歩行」:「全面的な支援が必要」</p> <p>(イ)「移乗」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要</p> <p>(ウ)「移動」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要</p> <p>(エ)「排尿」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要</p> <p>(オ)「排便」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要</p>
	<p>通院等介助 (身体介護を伴わない)</p> <p>障害支援区分が区分1以上で、一人で通院が困難な人が対象になります。</p>
	<p>通院等乗降介助</p> <p>障害支援区分が区分1以上で、次の要件のいずれも満たす場合が対象になります。</p> <p>① 自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を必要とする人</p> <p>② 乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は、通院先での受診等の手続き、移動等の介助を必要とする人</p>
重度訪問介護	<p>障害支援区分が区分4以上であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する人が対象になります。</p> <p>(ア)次の①及び②のいずれにも該当していること</p> <p>① 二肢以上に麻痺等があること</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること</p> <p>(イ)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目(P19別紙2)の合計点数が10点以上であること</p> <p>なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者はそれぞれ下記要件を満たす人が対象。</p> <p>① 加算100分の8.5 区分6に該当する人</p> <p>② 加算100分の15 (ア)に該当する人で重度障害者等包括支援の対象となる人</p>

同行援護	<p>同行援護アセスメント調査票（P18 別紙1）による調査項目中「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上かつ「移動障害」が1点以上の人が対象になります。</p> <p>※障害支援区分の認定を必要としないものとしませんが、障害支援区分3以上に該当すると見込まれる場合は、加算対象となるため認定調査を行います。なお、利用者が実施を望まない場合は、必ずしも認定調査を行う必要はありませんが、加算対象者として支給決定を行いません。</p> <p>なお、同行援護サービス費の加算対象者はそれぞれ下記要件を満たす人が対象。</p> <p>① 100分の20 区分3に該当する人（児童は、これに相当する支援の度合い） ② 100分の40 区分4以上に該当する人（児童は、これに相当する支援の度合い） ③ 100分の25 盲ろう者（聴覚障害6級に相当する人。盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ）</p> <p>※①及び③または、②及び③の要件を満たす人は、それぞれの加算が算定できます。</p>
行動援護	<p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要し、障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目（P19 別紙2）の合計点数が10点以上の人を対象となります。</p> <p>（注）児童の場合はてんかん発作について医師意見書は不要。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常時介護を要する障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、障害支援区分が区分6に該当し、以下の3つのタイプのいずれかに該当する人が対象になります。</p> <p>【Ⅰ類型】下記のいずれにも該当する人。</p> <p>(1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者 (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢, 右上肢, 左下肢, 右下肢」いずれも「ある」と認定。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損、(4)筋力の低下、(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (3) 認定調査項目「1群 起居動作寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定 (4) 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定 (5) 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>【Ⅱ類型】下記のいずれにも該当する人。</p> <p>(1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認 (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者 (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢, 右上肢, 左下肢, 右下肢」いずれも「ある」と認定。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損、(4)筋力の低下、(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (4) 認定調査項目「1群 起居動作寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定 (5) 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>【Ⅲ類型】下記のいずれにも該当する人。</p> <p>(1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者 (2) 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 (3) 認定調査項目のうち行動関連項目等12項目（P19 別紙2）の合計点数が10点以上と認定</p>

自立生活援助	<p>障害者支援施設もしくは共同生活援助を行う住居等を利用していただ障害者又は居宅において単身であるためもしくはその家族と同居している場合であっても、家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある人が対象となります。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所していた人 ② 共同生活援助を行う住居または福祉ホームに入居していた人 ③ 精神科病院に入院していた人 ④ 救護施設または更生施設に入所していた人 ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた人 ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた人 ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている人または同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある人であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境または心身の状況等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる人
--------	---

（２）日中活動系サービス

サービス区分	障害支援区分及びサービスの要否の判断基準
生活介護	<p>地域や施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人であり、次の要件に該当する人が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である人 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である人 ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人
療養介護	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で次の要件に該当する人が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であり、障害支援区分が区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の人
自立訓練 （機能訓練）	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 など

<p>自立訓練 (生活訓練)</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 など</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人が対象になります。</p> <p>① 就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人</p> <p>② あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人</p>
<p>就労継続支援 (A型)</p>	<p>企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人又は65歳以上の人(65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた人に限る。)が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③ 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人</p>
<p>就労継続支援 (B型)</p>	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待されている人が対象になります。具体的には次のような事が挙げられます。</p> <p>① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人</p> <p>② 50歳に達している人又は障害基礎年金1級を受給している人</p> <p>③ ①, ②に該当しない人であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用を希望している人</p> <p>④ ①, ②, ③に該当しない人であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した人(平成27年3月31日までの経過措置)</p> <p>⑤ 障害者支援施設に入所する人については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が就労継続支援(B型)と施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した人(病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した人も含む)が対象になります。</p>

短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設、その他入浴・排泄・食事の介護、必要な支援を適切に行うことのできる施設への短期間の入所を必要とする障害支援区分1以上の障がい者等 (注)児童の場合は簡易な認定調査(5領域11項目(P20別紙3))になります。
------	--

(3) 居住系サービス

サービス区分	障害支援区分及びサービスの要否の判断基準
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者(身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)
施設入所支援	以下の①～④のいずれかに該当する人が対象になります。 ① 生活介護を受けている人であつて、障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上である人 ② 自立訓練又は就労移行支援を受けている人であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人 ③ 生活介護を受けている人であつて、障害支援区分4(50歳以上の場合は障害程度区分3)より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案作成の手続きを経た上で、市町村が施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人 ④ 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人

(4) 児童福祉法に基づく児童通所サービス

サービス区分	サービスの要否の判断基準
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童 など
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童が対象になります。

サービス区分	サービスの要否の判断基準
放課後等デイサービス	<p>学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている児童 ③ 指定難病の診断を受けている児童 ④ 特別支援学級に在籍している児童 ⑤ 医師による発達障害等の診断がある児童 ⑥ 特別児童扶養手当の支給対象の児童 ⑦ 自立支援医療（精神通院医療）を受給している児童 など
居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各種障害者手帳の重度判定であり、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である児童 ② 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童 ③ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児童 など
保育所等訪問支援	<p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する児童であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童が対象になります。具体的に対象となる施設は、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設等になります。</p>

※上記サービスの支給決定にあたって、5領域11項目の調査（P20 別紙3）を行います。

また、利用するサービスによって別途追加調査を行う場合があります。

同行援護のアセスメント調査票

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害 視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害 視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害 盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。



※別紙2 行動援護及び重度障害者等包括支援、重度訪問介護の判定基準票

行動関連 項目	0点			1点		2点	
	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の 方法	独自の 方法	コミュニケーション できない
(3-3) コミ ュニケーシ ョン	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の 方法	独自の 方法	コミュニケーション できない
(3-4) 説明 の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断で きない	
(4-7) 大 声・奇声を出 す	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-16) 異食 行 動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-19) 多 動・行 動 停 止	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-20) 不 安 定 な 行 動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-21) 自 ら を 傷 つ け る 行 為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-22) 他 人 を 傷 つ け る 行 為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-23) 不 適 切 な 行 為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-24) 突 発 的 な 行 動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
(4-25) 過 食・反 す う 等	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週 1 回 以上 の 支 援 が 必 要		ほ ぼ 毎 日 (週 5 日 以 上 の) 支 援 が 必 要	
てんかん (主治医の意見 書により確認)	年 1 回 以上			月 に 1 回 以上		週 1 回 以上	

※別紙3 児童における5領域11項目の調査

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ほぼ毎日 （週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

8. 伊丹市の判断基準（支給量）

（１）訪問系サービスの基準（支給量）

支給量の決定については、申請のあった障がいのある人、難病患者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行います。調査の際、1) 地域生活関連、2) 就労状況、3) 日中活動、4) 介護者の有無等、5) 居住環境、6) サービス利用状況、7) 障害の状況 の項目については十分に把握します。

その上で訪問系サービスの基準(支給量)については以下の項目をすべて勘案した上で決定します。

①
標準となる基準（支給量）

②
介護者の状況による基準
（支給量）の調整

③-1 2人介護の支給基準

③-2 深夜、早朝の支給基準

①標準となる基準（支給量）

1) 日中活動系サービス非利用者（注4）（自宅等）の場合

サービス区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
							最重度※
身体介護・家事援助 通院等介助	10時間	20時間	30時間	40時間	55時間	60時間	80時間
居宅介護 (身体介護中心・ 通院介護有)	5時間	10時間	15時間	20時間	35時間	50時間	80時間
居宅介護 (家事支援中心・ 通院介護なし)	5時間	10時間	15時間	20時間	20時間	10時間	—
行動援護	非該当		30時間	40時間	50時間	65時間	—
同行援護	50時間	50時間	50時間	50時間	50時間	50時間	—
重度訪問介護	非該当			140時間	170時間	230時間	250時間

※ 「最重度」とは、次のいずれかに該当する者

- ◆認定調査項目の、1-1「寝返り」が「できない」、2-4「排尿」が全介助であり、
飲水時に介助を要し、これらの介助を深夜にも定期的に必要とする人。
- ◆重度障害者等包括支援の対象者

2) 他制度、他サービスを利用している場合（日中活動系サービス利用者（注4））

サービス区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
							最重度※
身体介護・家事援助 通院等介助	10時間	15時間	20時間	25時間	30時間	40時間	60時間
居宅介護 (身体介護中心・ 通院介護有)	5時間	5時間	10時間	15時間	20時間	30時間	60時間
居宅介護 (家事支援中心・ 通院介護なし)	5時間	10時間	10時間	10時間	10時間	10時間	—
行動援護	非該当		20時間	30時間	35時間	45時間	—
同行援護	50時間	50時間	50時間	50時間	50時間	50時間	—
重度訪問介護	非該当			120時間	150時間	210時間	230時間

※ 「最重度」とは、次のいずれかに該当する者

- ◆認定調査項目の、1-1「寝返り」が「できない」、2-4「排尿」が全介助であり、
飲水時に介助を要し、これらの介助を深夜にも定期的に必要とする人。
- ◆重度障害者等包括支援の対象者

（注4）日中活動系サービス利用者又は非利用者とは…

日中活動系サービスを利用している。 （日中活動系サービス利用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・法内の障がい者(児)通所施設（事業所）を利用している。 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等のサービスを利用している。 ・学校等に通学している。 ・就労している。 ・週3日以上、地域活動支援センターを利用している。 など
日中活動系サービスを利用していない。 （日中活動系サービス非利用者）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような日中活動系サービスを利用していない。 ・短期入所のみを利用している。 など

②介護者の状況による基準（支給量）の調整

支給量を決定するための勘案事項の介護者関連項目からポイントを算出し、そのポイントにより、基準支給量を調整します。

★ポイントは調査項目（ア～オ）ごとに該当する項目の数値を積算して算出します。

調査項目		選択肢	
ア	介護者の有無	あり	1
		なし	0
イ	介護者の年齢	18歳以上 65歳未満	× 1
		18歳未満及び 65歳以上	× 0.8
		65歳以上で介護保険適用者	× 0.5
ウ	介護者の在宅時間	18時間以上	× 1.2
		12時間以上 18時間未満	× 1
		12時間未満	× 0.8
エ	介護者の健康状況	良好	× 1
		やや良好	× 0.8
		不良	× 0.5
オ	利用者以外の同居障がい者等	なし	× 1
		あり	× 0.5

★サービスに係る支給量の調整率

上表により算出されたポイントに基づき、A・B・Cの3区分に分け、標準となる基準（支給量）に対して、Aは120%、Bは100%、Cは80%の調整を行います。

区分	算定ポイント	調整率	家事・介護能力の判定
A	0.49未満	支給量×1.2	障がい者単身世帯又は介護者が障害・疾病・高齢・就労等により、日常の家事及び介護の能力に欠けるもの
B	0.49以上1未満	支給量×1	介護者が障害・疾病・高齢・就労等により、日常の家事及び介護の能力に欠けるもの
C	1以上	支給量×0.8	介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がないもの

(例) ア介護者：あり、イ介護者の年齢：65歳未満、ウ介護者の在宅時間：18時間以上、エ介護者の健康状況：やや良好、オ利用者以外の同居障がい者等：なしの場合

$$1 \times 1 \times 1.2 \times 0.8 \times 1 = 0.96 \quad \text{区分Bとなるので、支給量} \times 1 \text{が基準となる。}$$

③-1 2人介護の支給水準

2人体制での介助サービスが必要な場合、下記の基準とします。

項目	対象者	加算できる時間
入浴介助	体格が大きい、低緊張、過緊張、骨折や脱きゅうをしや すい、座位保持困難などの身体状況があるため、入浴時 に2人対応が必要な人。かつ適切な介護者が得られない 人。(訪問入浴利用者は除く。)	1時間×15日=15時間
外出支度の ための介助	区分6で移乗が全介助、かつ更衣・移乗等外出の準備に 必要な支援で2人介助が必要な人。さらに適切な介護者 が得られない人。	1時間×31日=31時間

④-2 深夜・早朝の支給基準

区分5または区分6で、障害支援区分の認定調査項目のうち、1-1「寝返り」が「できない」、2-4「排尿」が全介助であり、飲水に全介助を要する人で、適切な介護者が得られず深夜・早朝の介護を必要とする人は、下記の時間数を上記の基準(支給量)に加算することができます。

◆身体介護で加算が必要な人

62時間=0.5時間×4回×31日

◆重度訪問介護で加算が必要な人

124時間=1時間×4回×31日

※1ヶ月あたりの支給量を決める算定方法

週間支給量×4.5=月支給量

(2) 訪問系サービスの基準(重度訪問介護の訪問先拡大)

平成30年4月から、重度訪問介護を提供できる場所として、「居宅に相当する場所として」新たな訪問先が拡大しますが、その支給基準は以下のようにします。

◆対象者 障害支援区分6

◆対象となる訪問先 入院または入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所
利用者がある病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援

◆支援内容 病院等に入院または入所中には、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付等が行われることを踏まえています。

【例】

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位変換)について、医療従事者などの確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

◆支給量

基準	200時間
入院から当初10日間	1日8時間
入院から11日目以降	1日6時間

◆留意事項 病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響が無いように病院等の職員と十分に調整をしたうえで支援を行うことに留意してください。

(3) 日中活動系サービスの基準（支給量）

サービス区分	標準支給量
日中活動系サービス 介護給付・訓練等給付	当該月の日数から8日を控除した日数

※日中活動系のサービスを複数利用する場合、1週あたりの日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む）の合計が5日/週を超えない範囲での支給になります。

サービス区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所(ショートステイ)	7日	7日	7日	7日	7日	7日

※短期入所の日数は、入所した日と退所した日の両方を含むので、1泊の場合は2日で計算します。

(4) 居住系サービスの基準（支給量）

サービス区分	標準支給量
共同生活援助(グループホーム)	当該月の日数
施設入所支援	

(5) 障がい児童の基準（支給量）

サービス区分	標準支給量
居宅介護(身体・家事・通院)	25時間
行動援護	30時間
同行援護	30時間
短期入所	7日

※障がい児童に対する2人介護については、個別に検討します。

※本来、保護者が行う家庭教育の一環としての買物・調理等の指導は除きます。

※15歳以上の重度訪問介護、重度障害者等包括支援は、障がい者の認定調査項目と同じ調査を行い、審査会に意見を求めた上で支給の要否を決定します。

9. 地域生活支援事業

サービス区分	標準支給量
移動支援	別に定める移動支援の支給基準ガイドラインに基づきます。
訪問入浴	週1回、必要に応じて週2回も可（夏期等）
日中一時支援	7日／月

※日中一時支援事業の、4時間未満・4時間以上8時間未満・8時間以上の各々を1日としてカウントします。

10. 児童通所サービス

サービス区分	支給量
児童発達支援	当該月の日数から8日を控除した日数
医療型児童発達支援	当該月の日数から8日を控除した日数
放課後等デイサービス	当該月の日数から8日を控除した日数
居宅訪問型児童発達支援	9日／月
保育所等訪問支援	5日／月

※ 家庭状況等を考慮した上で支給できる最大支給量を示します。

11. サービス利用に関するQ&A

Q：一時的に7日を超える短期入所を決定した場合の事後処理について

A：介護者の病気等で一時的に標準支給量を超える短期入所を決定した場合は、短期入所の終了が確定しだい、元の支給決定にもどします。
ただし、14日を超える利用については、介護者が不在である旨の書類（診断書）等の提出を求める場合があります。

Q：日中活動系のサービスを複数種類を利用できますか。

A：1週当たりの日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む）の合計が5日/週を超えない範囲での支給決定になります。
5日×4.5週＝22.5日→23日/月（受給者証の表記＝「当該月の日数－8日」）です。

Q：日中活動系のサービスをやめた場合、居宅介護を増やしてもらえますか。

A：利用者の状態に応じて居宅介護を増やします。ただし、日中活動系サービスの利用を優先しますので、期間を限定して支給を決定し、日中活動系サービスの場を調整します。

Q：訪問入浴の入浴可否について

A：回数は原則として1回/週、他の方法（訪問看護等）により入浴の機会が得られる場合は対象になりません。

Q：居宅介護とはどのようなサービス内容の支援ですか。

A：いわゆるホームヘルプサービスのことです。
身体介護として、起床・就寝介助、排せつ介助、食事介助、体位変換、入浴介助などがあります。
また、家事援助として調理・掃除・買物・洗濯等を支援します。
さらに、通院介助（身体介護を伴う・伴わない）、通院等乗降介助もあります。

Q：介護者が入院したので、居宅介護を増やしてもらえますか。

A：入院を予定する期間を確認し、他の家族の支援などを考慮したうえで、必要な時間を算定します。
なお、一時的に介護者が不在の場合は短期入所の利用も検討します。

Q：家族の留守中における障害のある人の見守りや安全確認に居宅介護を利用できますか。

A：居宅介護は、見守りだけを行う支援はありませんので、居宅介護は利用できません。

Q：入院中や施設入所中は、居宅介護は利用できないのですか。

A：重度訪問介護については、利用している方が病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所した場合、意思疎通の支援その他の必要な支援を受けることができます。

Q：身体障がい者への2人介護の必要な要件として、「体格が大きい」とありますが、具体的にはどのような状態ですか。

A：「体格が大きい」というのは、ヘルパーが1人で抱えたりすることが不可能な状態を指すものです。
この判断については、障害福祉課・こども福祉課が個別に対応します。なお、知的障がい者や障

がい児童に対する2人介護についても、状況をみながら障害福祉課・こども福祉課が個別に判断します。

Q：児童に対して、家庭生活における調理の指導を兼ねた家事援助（調理）を利用できますか。

A：児童への生活指導は家庭教育の一環として保護者が行う支援となりますので利用できません。しかし、18歳以上の方で、自立生活の支援として家事援助を受けながら、調理方法を習得する場合は利用できます。

Q：視覚障がい者で65歳に到達し、介護保険の要介護認定を申請し、非該当となったので、引き続き居宅介護を継続できますか。

A：希望する内容によりますが、引き続き、居宅介護を継続できます。

Q：介護保険で「要介護5」の認定を受け、区分支給限度額までサービスを利用していますが、それだけでは訪問介護サービスが足りません。このような場合、障害福祉サービスから支給を受けることはできますか。

A：障害者総合支援法の規定により、介護保険給付対象者については介護保険サービスが優先されます。ただし、「要介護5」の区分支給限度額を使い切ってもなお、ヘルパーによる身体介護が必要であると認められる場合については、下記の要件等に照らし、重度訪問介護の支給を検討しますので、障害福祉課へご相談ください。

- 介護保険の要介護認定において「要介護5」であること
- 「要介護5」の区分支給限度額をすべて使い切っていること
(その中身について訪問介護が3分の2程度であること)
- 障害支援区分認定において「区分6」であり、通所サービスや短期入所の利用が困難な人

12. 利用事例（サービス利用例）

※ サービス支給に伴う状態像の時間帯等はイメージになります。

事例1 重度身体障がい者（障害支援区分5）日中活動系サービス利用

重度身体障がい者（身体障害者手帳1級で常時車いす利用） 50歳 家族同居 就労なし							
中途障害で、配偶者と2人暮らし。家事等では困っていないが入浴等の介護に困っている。 また、社会参加や余暇活動にも積極的に参加の希望がある。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8:00							
9:00							
10:00	生活介護			生活介護			家事援助 (買物等)
11:00							1時間
12:00	デイサービス			デイサービス			
13:00							
14:00							
15:00			身体介護 (通院) 1.5時間				
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00						身体介護 (入浴) 1時間	
夜間							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
身体介護	1h × 4.5週 ÷ 5h	5h	1h
通院介助(身体介護を伴う)	1.5h × 4.5週 ÷ 7h	7h	1.5h
家事援助	1h × 4.5週 ÷ 5h	5h	1h
生活介護	2回 × 4.5週 ÷ 9	9日	
短期入所		7日	
その他のサービス 住宅改造			

事例2 重症心身障がい者（障害支援区分6）日中活動系サービス利用

重症心身障がい者（身体障害者手帳1級で常時車いす利用・療育手帳A判定） 28歳 家族同居 就労なし							
重症心身障がい者で家族と同居。吸引等の医療的ケアが必要。 家庭では家族が支援しているが、日中や休日の社会参加を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8:00							
9:00						身体介護 1時間 (入浴)	
10:00	生活介護（デイサービス） (訓練、入浴、給食等)						移動支援 事業 4時間 (余暇)
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
夜間							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
身体介護(2人対応)	1h × 4.5週 = 5h 5h × 2人 = 10h	10h	1h
生活介護		当該月の日数 - 8日	
短期入所		7日	
その他のサービス			
移動支援事業	4h × 4.5週 = 18h		
住宅改造			

事例3 重度身体障がい者（障害支援区分6）日中活動系サービス利用

重度身体障がい者（身体障害者手帳1級で常時車いす利用） 40歳 単身 就労なし							
脳性まひによる全身性障がい者で単身生活を送っている。 日中は生活介護事業所に通所しているが、自宅では買物・調理・清掃等の家事、排泄・入浴、夜間の体位変換の支援を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝	体位変換 0.5時間 起床介助	体位変換 0.5時間 起床介助				体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間
8:00	朝食	朝食				離床調理	離床調理
9:00	1.5時間	1.5時間				1.5時間	1.5時間
10:00	生活介護事業所 午前9時30分～午後4時					外出 2時間	
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00						トイレ・調理 3.5時間	トイレ・調理 3.5時間
16:00						入浴等 1時間 (2人)	
17:00							
18:00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食		
19:00	入浴介助	入浴介助	入浴介助	入浴介助	入浴介助	体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間
20:00	1時間 (2人)	1時間 (2人)	1時間 (2人)	1時間 (2人)	3.5時間		
夜	就寝介助 3.5時間	就寝介助 3.5時間	就寝介助 3.5時間	就寝介助 3.5時間	就寝介助 3.5時間		
深夜	体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間		

サービス区分	積算根拠	支給量/月
重度訪問介護 (うち移動加算)	37h × 4.5週 = 167h	167時間
短期入所		7日
その他のサービス 住宅改造		

事例4 知的障がい者（障害支援区分4）日中活動系サービス利用

知的障がい者（療育手帳A） 30歳 家族同居 就労なし							
平日の日中は就労継続支援B型の事業所に通っている。家族も同居しており家事は家族がしている。家族としては、自立に向けて短期入所利用やヘルパーとの外出や買物等の生活体験の領域を広めたいと希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8:00							
9:00							
10:00	就労継続支援B型 午前10時～午後4時						移動支援 事業 4時間 (買物)
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
夜							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
短期入所		7日	
就労継続支援B型		当該月の日数-8日	
その他のサービス			
移動支援事業	4h × 4.5週 = 18h		

事例5 知的障がい者（障害支援区分1）日中活動系サービス非利用

知的障がい者（療育手帳B1） 単身世帯 就労あり							
平日は就労しており、家族と離れてグループホームで暮らしている。週末は実家に帰っているが、その際に、買物等の社会体験の領域を広めたいと移動支援を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝	グループホーム	グループホーム	グループホーム	グループホーム	グループホーム		
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							移動支援事業 4時間 (社会参加)
12:00							
13:00							
14:00	就 労						
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00	グループホーム	グループホーム	グループホーム	グループホーム	グループホーム		
20:00							
夜							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
共同生活援助		31日	
その他のサービス			
移動支援事業	4h × 4.5週 = 18h		

事例6 精神障がい者（障害支援区分2）日中活動系サービス利用

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳2級） 家族同居 就労なし							
平日は地域活動支援センターに通所している。高齢の母と二世帯であり、母は介護保険の認定を受けている。うつ状態とパニック障害のため、日常の家事と一人での通院が困難なため、家事援助と2週間に1回の通院介助を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 夜 深夜							
	地域活動支援センター					通院介助 4時間	
	家事援助 1時間 (調理・掃除)			家事援助 1時間 (調理・掃除)			

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
家事援助	1h × 2回 × 4.5週 = 9h	9h	1h
通院介助(身体介護を伴わない)	4h × 3回 = 12h	12h	4h

事例7 障がい児童（区分2）日中活動系サービス利用

障がい児童（身体障害者手帳1級） 11歳 家族同居 就学（小学校）								
重度障がい児で、両親・きょうだいと暮らしている。平日の日中は小学校に通学している。父親の帰りが遅いため、麻痺拘縮が強い本人を入浴させることに困っており、入浴の支援を希望している。								
時間	月	火	水	木	金	土	休日	
早朝								
8:00	学 校							
9:00								
10:00								
11:00								
12:00								
13:00								
14:00								
15:00								
16:00		身体介護 1時間 (入浴)		身体介護 1時間 (入浴)				
17:00								
18:00								
19:00								
20:00								
夜								
深夜								

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
身体介護	1h × 2回 × 4.5週 = 9h	9h	1h
短期入所		7日	
その他のサービス 日中一時支援事業			

事例8 障がい児童（区分3）日中活動系サービス利用

障がい児童（療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級） 15歳 家族同居 就学（高校1年）							
重度の知的障害と精神障害1級の重複障害があり、両親と暮らしている。 中学時代より幾分落ち着いてきており、自力で登校している。 父親は就労、母親は体調不良（糖尿病）のため、母親の通院時や土曜日にヘルパーと外出して、 社会参加の機会をつくりたいと希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8:00	学 校					行動援護 6時間	
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00		行動援護 2時間					
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
夜							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
行動援護	$2\text{ h} \times 4.5 = 9\text{ h}$ $6\text{ h} \times 2\text{ 回} = 12\text{ h}$	21h	
短期入所		7日	
その他のサービス 日中一時支援事業			

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
3	I g A腎症	48	潰瘍性大腸炎
4	I g G 4 関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡
7	アッシャー症候群	52	カナバン病
8	アトピー性脊髄炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性 ○
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	環状20番染色体症候群
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮膚白皮症
19	1 p 36欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウエイ・モフト症候群
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死 ○
23	遺伝性脾炎	68	球脊髄性筋萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
28	ウエスト症候群	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
29	ウェルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症
32	HTLV-1 関連脊髄症	77	筋型糖原病
33	A T R - X 症候群	78	筋ジストロフィー
34	A D H 分泌異常症	79	クッシング病
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症1型
40	円錐角膜 ○	85	グルタル酸血症2型
41	黄色靭帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病
43	大田原症候群	88	クローンカイト・カナダ症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症
45	オスラー病	90	結節性硬化症

91	結節性多発動脈炎	136	シェーグレン症候群
92	血栓性血小板減少性紫斑病	137	色素性乾皮症
93	限局性皮質異形成	138	自己貪食空胞性ミオパチー
94	原発性局所多汗症 ○	139	自己免疫性肝炎
95	原発性硬化性胆管炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
96	原発性高脂血症	141	自己免疫性溶血性貧血
97	原発性側索硬化症	142	四肢形成不全 ○
98	原発性胆汁性胆管炎	143	シトステロール血症
99	原発性免疫不全症候群	144	シトリン欠損症
100	顕微鏡的大腸炎 ○	145	紫斑病性腎炎
101	顕微鏡的多発血管炎	146	脂肪萎縮症
102	高IgD症候群	147	若年性特発性関節炎
103	好酸球性消化管疾患	148	若年性肺気腫
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	149	シャルコー・マリー・トゥース病
105	好酸球性副鼻腔炎	150	重症筋無力症
106	抗糸球体基底膜腎炎	151	修正大血管転位症
107	後縦靭帯骨化症	152	ジュベール症候群関連疾患
108	甲状腺ホルモン不応症	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
109	拘束型心筋症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
110	高チロシン血症1型	155	神経細胞移動異常症
111	高チロシン血症2型	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
112	高チロシン血症3型	157	神経線維腫症
113	後天性赤芽球癆	158	神経フェリチン症
114	広範脊柱管狭窄症	159	神経有棘赤血球症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー ※	160	進行性核上性麻痺
116	抗リン脂質抗体症候群	161	進行性骨化性線維異形成症
117	コケイン症候群	162	進行性多巣性白質脳症
118	コステロ症候群	163	進行性白質脳症
119	骨形成不全症	164	進行性ミオクロームステんかん
120	骨髄異形成症候群 ○	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
121	骨髄線維症 ○	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
122	ゴナドトロピン分泌亢進症	167	スタージ・ウェーバー症候群
123	5p欠失症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
124	コフィン・シリシ症候群	169	スミス・マガニス症候群
125	コフィン・ローリー症候群	170	スモン ○
126	混合性結合組織病	171	脆弱X症候群
127	鰓耳腎症候群	172	脆弱X症候群関連疾患
128	再生不良性貧血	173	成人スチル病
129	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	174	成長ホルモン分泌亢進症
130	再発性多発軟骨炎	175	脊髄空洞症
131	左心低形成症候群	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
132	サルコイドーシス	177	脊髄髄膜瘤
133	三尖弁閉鎖症	178	脊髄性筋萎縮症
134	三頭酵素欠損症	179	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
135	CFC症候群	180	前眼部形成異常

181	全身性エリテマトーデス	226	遅発性内リンパ水腫
182	全身性強皮症 △	227	チャージ症候群
183	先天異常症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	229	中毒性表皮壊死症
185	先天性核上性球麻痺	230	腸管神経節細胞僅少症
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	231	TSH分泌亢進症
187	先天性魚鱗癬	232	TNF受容体関連周期性症候群
188	先天性筋無力症候群	233	低ホスファターゼ症
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	234	天疱瘡
190	先天性三尖弁狭窄症	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
191	先天性腎性尿崩症	236	特発性拡張型心筋症
192	先天性赤血球形成異常性貧血	237	特発性間質性肺炎
193	先天性僧帽弁狭窄症	238	特発性基底核石灰化症
194	先天性大脳白質形成不全症	239	特発性血小板減少性紫斑病
195	先天性肺静脈狭窄症	240	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
196	先天性風疹症候群 ○	241	特発性後天性全身性無汗症
197	先天性副腎低形成症	242	特発性大腿骨頭壊死症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	243	特発性多中心性キャスルマン病
199	先天性ミオパチー	244	特発性門脈圧亢進症
200	先天性無痛無汗症	245	特発性両側性感音難聴
201	先天性葉酸吸収不全	246	突発性難聴 ○
202	前頭側頭葉変性症	247	ドラベ症候群
203	早期ミオクロニー脳症	248	中條・西村症候群
204	総動脈幹遺残症	249	那須・ハコラ病
205	総排泄腔遺残	250	軟骨無形成症
206	総排泄腔外反症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
207	ソトス症候群	252	22q11.2欠失症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	253	乳幼児肝巨大血管腫
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	254	尿素サイクル異常症
210	大脳皮質基底核変性症	255	ヌーナン症候群
211	大理石骨病	256	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症
212	ダウン症候群 ○	257	脳腱黄色腫症
213	高安動脈炎	258	脳表ヘモジリン沈着症
214	多系統萎縮症	259	膿疱性乾癬
215	タナトフォリック骨異形成症	260	嚢胞性線維症
216	多発血管炎性肉芽腫症	261	パーキンソン病
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	262	バージャー病
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
219	多発性嚢胞腎	264	肺動脈性肺高血圧症
220	多脾症候群	265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
221	タンジール病	266	肺胞低換気症候群
222	単心室症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※
223	弾性線維性仮性黄色腫	268	バッド・キアリ症候群
224	短腸症候群 ○	269	ハンチントン病
225	胆道閉鎖症	270	汎発性特発性骨増殖症 ○

271	P C D H 19関連症候群	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
272	非ケトーシス型高グリシン血症	317	ボルフィリン症
273	肥厚性皮膚骨膜炎	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	319	マルファン症候群
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
276	肥大型心筋症	321	慢性血栓性肺高血圧症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	323	慢性膵炎 ○
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	325	ミオクロニー欠伸てんかん
281	非典型溶血性尿毒症症候群	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
282	非特異性多発性小腸潰瘍症	327	ミトコンドリア病
283	皮膚筋炎/多発性筋炎	328	無虹彩症
284	びまん性汎細気管支炎 ○	329	無脾症候群
285	肥満低換気症候群 ○	330	無βリポタンパク血症
286	表皮水疱症	331	メーブルシロップ尿症
287	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	332	メチルグルタコン酸尿症
288	VATER症候群	333	メチルマロン酸血症
289	ファイファー症候群	334	メビウス症候群
290	ファロー四徴症	335	メンケス病
291	ファンコニ貧血	336	網膜色素変性症
292	封入体筋炎	337	もやもや病
293	フェニルケトン尿症	338	モフット・ウイルソン症候群
294	フォンタン術後症候群 ※ ○	339	薬剤性過敏症候群 ○
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	340	ヤング・シンプソン症候群
296	副甲状腺機能低下症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
297	副腎白質ジストロフィー	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	343	4 p欠失症候群
299	ブラウ症候群	344	ライソゾーム病
300	ブラダー・ウィリ症候群	345	ラスムッセン脳炎
301	プリオン病	346	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
302	プロピオン酸血症	347	ランドウ・クレフナー症候群
303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	348	リジン尿性蛋白不耐症
304	閉塞性細気管支炎	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	350	両大血管右室起始症
306	ベーチェット病	351	リンパ管腫症/ゴーム病
307	ベスレムミオパチー	352	リンパ脈管筋腫症
308	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	ヘモクロマトーシス ○	354	ルピンシュタイン・テイビ症候群
310	ベリー症候群	355	レーベル遺伝性視神経症
311	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	片側巨脳症	358	レット症候群
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	359	レノックス・ガストー症候群
315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	360	ロスムンド・トムソン症候群
		361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

伊丹市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）

編集日：令和元年（2019年）7月1日

編集：障害福祉課・こども福祉課

※このガイドラインは、伊丹市の障害福祉サービス等支給決定基準の考え方を一定の指標に従ってまとめたものです。
今後の地域における事業の必要性の有無や社会情勢等に変更することがあります。